食品寄附等に関する官民協議会の設立について

令和６年４月 26 日
（最終改定　令和８年 11 月９日）

１．趣旨

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」及び令和５年 12 月 22 日に関係省庁によりとりまとめられた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を踏まえ、食品ロスの削減目標の達成に向け、未利用食品等の有効活用を通じた食品寄附の促進を図るため、食品寄附等について官民一体となって、法的・技術的・経済的な課題や解決策を協議し検討を行う場として、「食品寄附等に関する官民協議会」（以下「官民協議会」という。）を設立する。

２．構成

官民協議会は、別紙に掲げる構成員をもって組織する。ただし、事務局が必要であると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者の出席を求めることができる。

３．官民協議会の議事の取扱い

（１）　官民協議会の議事は原則公開とし、議事概要を作成し、提出資料とともに公表する。ただし、法人・個人情報等に該当する情報について審議するなど事務局が特に必要と認めるときは、議事及び資料の全部又は一部を非公開とすることができる。その際は、議事概要及び提出資料の全部又は一部を公表しない。

（２）　必要に応じて、官民協議会の下に分科会を設置する。

４．事務局

官民協議会に係る事務は、関係省庁の協力を得て消費者庁が行う。

別紙

食品寄附等に関する官民協議会
構成員

（構成員）

荒川　隆	一般財団法人　食品産業センター　理事長
岩永　将直	草加商工会議所青年部会長
植田　全紀	一般社団法人　日本フードリカバリー協会　代表理事
梅津　英明	森・濱田松本法律事務所外国法共同事業　パートナー
遠藤　典子	認定ＮＰＯ法人　全国こども食堂支援センター・むすびえ　理事
加藤　すみ子	公益社団法人　日本栄養士会　副会長
兼澤　真吾	三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社 政策研究事業本部　持続社会部　副主任研究員
窪田　望	株式会社クリエイターズネクスト　代表取締役
郷野　智砂子	一般社団法人　全国消費者団体連絡会　事務局長
小林　富雄	日本女子大学家政学部　教授
小山　遊子	日本チェーンストア協会　環境委員会委員
芝田　雄司	公益財団法人　日本フードバンク連盟　理事
杉本　博文	全国町村会　政務調査会経済農林委員長
鈴木　一十三	一般社団法人　日本フランチャイズチェーン協会　環境委員会委員長
袖野　玲子	芝浦工業大学システム理工学部　教授
髙島　宏平	公益社団法人　経済同友会　共助資本主義の実現委員会委員長
達増　拓也	全国知事会　農林商工常任委員会委員長
楯　美和子	一般社団法人　日本経済団体連合会　消費者政策委員会企画部会長
田村　清敏	一般社団法人　日本フードサービス協会　業務部長
都竹　淳也	全国市長会　社会文教委員会委員長
中山　有	一般社団法人　日本加工食品卸協会　サステナビリティ研究会　座長

平野　覚治	一般社団法人　全国食支援活動協力会　専務理事
二日市　聖子	社会福祉法人　大分県社会福祉協議会　事務局長
水野　一正	公益社団法人　日本食品衛生協会　常務理事
村尾　芳久	一般社団法人　全国スーパーマーケット協会　事務局長
望月　文太	ＰｗＣ税理士法人　パートナー
米山　廣明	ＮＰＯ法人　全国フードバンク推進協議会　代表理事
渡辺　達朗	専修大学商学部　教授

消費者庁	次長
農林水産省	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）
	消費・安全局長
環境省	資源循環グループ長
厚生労働省	健康・生活衛生局長
	社会・援護局長
こども家庭庁	支援局長
法務省	民事局長
経済産業省	大臣官房審議官（商務・サービス担当）
デジタル庁	戦略・組織グループ審議官

（五十音順、敬称略）

※ 政府以外の構成員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
※ 団体の構成員にあっては、代理出席を可能とする。